

重要事務事業調整案

第三小委員会 協議状況報告

平成16年2月27日
庄内南部地区合併協議会

部会名	農林水産	分科会名	農政			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分	協議状況	
041－2003	水田農業構造改革対策配分事務	・転作配分率に地域差がある。	・配分率は従来の経過を尊重するため現在の市町村への配分根拠を基礎としながら、新たに設置される第三者機関的組織の意見を踏まえて決定する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		・独自カウントの取扱いに差異がある。	・カウントについても従来の経過を尊重しながら、新たに設置される第三者機関的組織の意見を踏まえて決定する。			
(主な意見等) ・転作の配分率については様々な意見、考え方があるので5年以内の経過措置でもやむを得ないが、独自カウントの内、せめて有機栽培カウントは統一できないか。						
041－4007	産直施設支援業務	町村によっては、行政が施設を所有しており、行政で維持管理・運営をしている施設もある。（羽黒町以外）	対応方法を将来的には独自運営することで統一する。行政で所有の施設については賃貸する方向で調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		(主な意見等) ・運営が厳しい産直もあると聞いているので、5年間の経過措置の中で自助努力と十分な指導体制が大事である。 ・独自運営を目指すのであれば、今まで行政で負担していた施設の管理運営費も含めて利用者側で負担していくという形にならないといけない。 ・農業関係は商工業に比べて手厚い措置が取られているという意見もあるので、利益を産む施設を行政が維持管理費まで負担して良いのか問題になってくるので、受益と負担の関係を明確にすべきである。 ・支援措置として補助をしている以上、収支報告書等十分精査のうえ経過措置期間を検討すべきである。				
041－5305	グリーンツーリズム活動支援事業	櫛引町と三川町のみで実施しており、内容が異なる。	櫛引町の協議会の構成員と事業内容を参考とし、対象を全市に拡大して実施する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	

部会名	農林水産	分科会名	農政																	
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分	協議状況														
041-9001	市町村単独土地改良事業補助金業務	存続を含む、補助率等の差異の調整 単位：千円		経過措置期間を設け、新市において、制度内容について検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり														
		<table><tr><td></td><td>対象</td><td>事業費/件</td><td>補助率</td></tr><tr><td>鶴岡市</td><td>個人 団体</td><td>300～1,500</td><td>30% 以内</td></tr><tr><td>羽黒町</td><td>生産 組合</td><td>200/10a 以下</td><td>20% 以内</td></tr><tr><td>櫛引町</td><td>個人 団体</td><td>予算の範囲内</td><td>50% 以内</td></tr><tr><td>朝日村</td><td>団体 3人～</td><td>100 以上</td><td>38% 以内</td></tr></table> その他の町は制度なし					対象	事業費/件	補助率	鶴岡市	個人 団体	300～1,500	30% 以内	羽黒町	生産 組合	200/10a 以下	20% 以内	櫛引町	個人 団体	予算の範囲内
	対象	事業費/件	補助率																	
鶴岡市	個人 団体	300～1,500	30% 以内																	
羽黒町	生産 組合	200/10a 以下	20% 以内																	
櫛引町	個人 団体	予算の範囲内	50% 以内																	
朝日村	団体 3人～	100 以上	38% 以内																	
		(主な意見等) ・土地改良事業で小規模な事業は対象となりにくいので、現在制度としてあるものは今後も継続していただきたい。 ・朝日村でも豪雨によって小沢、水路等被害を受けるので経過措置後も継続していただきたい。																		
041-9301	小規模（単独）災害復旧工事補助金業務	存続を含む、制度内容の差異の調整		経過措置期間を設け、新市において、制度内容について検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり														
		<table><tr><td></td><td>補助基準</td><td>備 考</td></tr><tr><td>鶴岡市</td><td>50～400 千円/箇所 補助率 3/10 以内</td><td></td></tr><tr><td>櫛引町</td><td>機械借上、同運搬費 補助率 10/10</td><td></td></tr><tr><td>朝日村</td><td>100～400 千円/箇所 38%以内(施設は 50%)</td><td>農地は下限 なし、</td></tr></table> ※藤島、羽黒、三川、温海の各町は制度なし					補助基準	備 考	鶴岡市	50～400 千円/箇所 補助率 3/10 以内		櫛引町	機械借上、同運搬費 補助率 10/10		朝日村	100～400 千円/箇所 38%以内(施設は 50%)	農地は下限 なし、			
	補助基準	備 考																		
鶴岡市	50～400 千円/箇所 補助率 3/10 以内																			
櫛引町	機械借上、同運搬費 補助率 10/10																			
朝日村	100～400 千円/箇所 38%以内(施設は 50%)	農地は下限 なし、																		

部会名	農林水産	分科会名	林業			
管理番号	事 務 事 業 名	課題 (調整が必要な項目・内容)	調整内容	調整する時期の振分	協議状況	
042-015	住宅等建築資金貸付事業	朝日村のみの制度であるが、貸付対象者を村内在住者及び村内に居住予定の者を対象としていることから、新市における制度運用について検討する必要がある。 本貸付事業については、出羽庄内森林組合を経由しての転貸貸付事業である。 温海町補助金との統合或いは振替等についても検討が必要である。	平成17年度から温海町の例を基本とした補助金制度へ移行する。 但し、未償還資金については従来どおりとする。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
042-016	町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金	温海町のみの制度であるが、他事業(朝日村貸付事業)との統合等について検討の必要がある。 また、当該制度の新市における対象エリアの検討が必要である。	温海町の例を基本に調整し、平成17年度から温海町、朝日村に限定した制度とする。 但し、利用木材については、地元産材を対象とする。 ・温海町の例の内容 対象者は施主及び町内の製材業者。但し町外に建築される場合は町内の製材業者。 補助金の額は、町内に建築される場合は補助金の交付対象となる経費の15%以内の額とし 30 万円を限度。町外に建築される場合は補助金の交付対象となる経費の7.5%以内の額とし 15 万円を限度。補助対象経費は、庄内あつみ杉の購入費。ただし、一建築物につき 100 万円を超える材料費に限る。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り		
		(主な意見等) ・温海町外の人が温海町に山林を所有している場合でも対象となるようにできないか。 ・温海町と山北町の両議会が森林交付税制度創設に向けて取り組んで来た経過もあり、宅地造成も行なっており Uターン者に対する補助という側面から是非、継続していただきたい。 ・地場産材を使用するという観点から、将来的には新市全域に拡大していくべきと思う。				

部会名	農林水産	分科会名	林業			
管理番号	事 務 事 業 名	課題(調整が必要な項目・内容)	調整内容	調整する時期の振分	協議状況	
042-064	森林組合指導育成事業	出羽庄内森林組合、温海町森林組合は森林管理に関する業務の補完的役割を果たしており、今後の両組合間の連携と役割分担が重要な課題となる。	組織強化に向けた取組方策と役割分担の明確化を目指す。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
		(主な意見等) ・森林組合の組織統合は現時点でどうこうできる問題ではないが、将来的には課題となるので、この指導育成事業の中には入れておくべきではないか。				

部会名	農林水産	分科会名	水産			
管理番号	事 務 事 業 名	課題(調整が必要な項目・内容)	調整内容	調整する時期の振分	協議状況	
043-007	水難救済事業	鶴岡市と温海町の水難救済会で報酬額、組織体系、定数に違いがある。 ・鶴岡市・・・加茂、由良、豊浦救難所に所長以下救助員まで135名の水難救助員を任命。 ・温海町・・・町救難本部のもと温海、鼠ヶ関救難所に本部長以下救助員まで130名の水難救助員を任命。	合併時に2市町の水難救済会を現体制で統合し、報酬額等は新たに定める。 市救難本部のもとに5救難所を設置し、本部長以下265名の水難救助員を任命。	1. 合併まで 2. 経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
043-025	内水面漁業振興事業費補助金	交付先、補助金額に違いがある。 赤川漁業協同組合 鶴岡市 200,000円 流域5町村 50,000円 計 450,000円 山戸漁業協同組合、庄内小国川漁業生産組合 温海町 各37,500円	1市としての補助金とする。 ① 内水面関係漁協全体の調整を図る。 ② 温海町では、内水面ふ化放流事業が施策展開されており、その中で、鮎、鮭稚魚のふ化放流に対する補助、助成についても、今後の内水面の中間育成の動向をみながら対応策を検討し、調整を図る。	1. 合併まで 2. 経過措置 □3年以内 ■5年以内 □5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分	協議状況
071-027	都市計画決定	都市計画区域の見直し		モータリーゼーションの進展に伴い、道路があればどこにでも開発が起こり得ることから、平坦地全域を都市計画区域とし、秩序ある土地利用を図る必要がある。新市全体を1つの都市計画区域とするとともに区域区分を実施し、総合的な土地利用方針を定める。	1. 合併まで 2. 経過処置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
071-100	市町村営住宅家賃等 (家賃算定)	○住宅使用料（家賃）算定について ・公営住宅法の算定式に基づき本来入居者の家賃算定を行っているが、この算定式に係る利便性係数を各自治体が 0.7～1.0 の範囲で独自に決定して良いことになっている。 ・この係数の決定方法が違うので同じ要件の住宅でも家賃に相違がある。		・家賃算定については、地域の事情やこれまでの状況を考慮しながら鶴岡市の例を基本に新たな基準を定める。 ・使用料（家賃）については5年以内で負担調整措置を行う。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
		（主な意見等） ・住宅等施設は経年劣化するので、改修計画は必要であり、各市町村の既存の改修計画も合併前に出しておくべきである。 ・主要指標の見通しで平成27年の世帯数の推計が出ているが、それを見据えた計画であるのか。 （分科会：計画策定にはいろんな調査が必要なため、合併後3年を目途に行ないたい旨説明。） ・合併して同じ家賃になれば、鶴岡市部に集中し、旧町村部は過疎が進むのではないか。 （分科会：家賃算定については、基準を統一するが、家賃算定の一要素である利便性係数を全市統一するのではなく、地域差を設けたいと考えている旨説明。）				

部会名	建設	分科会名	都市計画・都市整備・建築			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
071－123	克雪住宅建築補助金	○事務処理等……平成8年度より朝日村のみ実施 1. 事務処理体制等の検討 ○補助金等……克雪住宅に係る直接工事費（施設費）の1／3以内で50万円を限度として補助		朝日村は、豪雪地帯であることから、当面従来通り地域限定の制度として引き継ぐものとする。	1. 合併まで 2. 経過処置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり

部会名	建設	分科会名	土木			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
072-098	除雪計画	・各市町村ともほぼ同様に実施している事務事業であり、多少の違いはあるものの特に調整が必要な課題はない。		・各市町村の除雪計画を現行のとおり新市に引継ぎ、当面従来どおり行う。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
		（主な意見等） ・除雪の委託業者は、今までのように旧町村内の業者を使うよう配慮願いたい。				
072-126	市町村道認定基準及び認定、廃止事務	・各市町村の認定基準に違いがあることから、認定基準の調整が必要になる。		・新市の認定基準の策定にあたっては、鶴岡市の例を基本に新たな基準を定める。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☒ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
		（主な意見等） ・幅員4mなら市道でなくても、農道、作業道という扱いはできるし、鶴岡市で幅員4mで市道認定すると宅地開発したところなど大変なことが起きてくる。 ・将来的には6m以下ということで、砂利道でも舗装しないということもあるのでないか。 ・町村では平成16年度に駆け込み認定が多くなる可能性があるのではないか。 ・新たな認定基準の策定にあたっては、地域限定の配慮ができないか検討してもらいたい。				

部会名	建設	分科会名	上下水道																							
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況																				
073-109	水道事業の料金表 (料金体系)	○料金体系に相違がある 口径別・用途別：鶴岡市・温海町・月山水道 口径別：羽黒町 用途別：櫛引町・朝日村		料金の統一に合わせ、鶴岡市・温海町・月山水道の例により、口径別料金体系を基本に統一する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり																				
073-109	水道事業の料金表 (料金)	○料金に相違がある。(家庭用・口径 13 ミリの場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鶴岡市</th> <th>羽黒町</th> <th>櫛引町</th> <th>朝日村</th> <th>温海町</th> <th>月山水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m3</td> <td>1,459 円</td> <td>2,079 円</td> <td>1,785 円</td> <td>2,100 円</td> <td>1,890 円</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td>20m3</td> <td>3,139 円</td> <td>4,021 円</td> <td>3,675 円</td> <td>4,305 円</td> <td>2,940 円</td> <td>4,410 円</td> </tr> </tbody> </table>			鶴岡市		羽黒町	櫛引町	朝日村	温海町	月山水道	10m3	1,459 円	2,079 円	1,785 円	2,100 円	1,890 円	2,100 円	20m3	3,139 円	4,021 円	3,675 円	4,305 円	2,940 円	4,410 円	現行のまま新市に引継ぎ、新市での水道事業計画を策定のうえ検討を行い、統一料金とする。
	鶴岡市	羽黒町	櫛引町	朝日村	温海町	月山水道																				
10m3	1,459 円	2,079 円	1,785 円	2,100 円	1,890 円	2,100 円																				
20m3	3,139 円	4,021 円	3,675 円	4,305 円	2,940 円	4,410 円																				
		(主な意見等) ・水道料金については、温海町では旅館など大口の需要者もいるのでなるべく安い方向に調整していただきたい。 ・水道料金について事務局で試算した案はないのか。 (分科会：今後数年間の財政収支状況、施設改良及び整備状況を精査した上でないと作成できない旨説明。)																								
073-130	水道加入金の状況 (名称、金額)	○名称・金額・算定基準に相違がある。 ・加入金：鶴岡市(60,000 円～4,800,000 円) 羽黒町(30,000 円～ 250,000 円) 櫛引町(42,000 円及び 52,500 円) 朝日村(60,000 円～1,800,000 円) ・分岐負担金 月山水道(50,000 円～1,000,000 円)		現行のまま新市に引継ぎ、新市に移行後、水道料金の統一に合わせて調整を図る。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり																				

部会名	建設	分科会名	上下水道			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
073-190	公共下水道受益者負担金決定業務	負担金額（算定方法・単価）、付属機関の有無など制度・条例・規則が異なっているため、7つの制度を統合すべきか検討が必要。 検討の際には、従前のとの公平性、地域間の公平性、集落排水事業との調整が必要となる。		負担金は一度限りの賦課であることと、徴収終了の町村もあることから、今までの各市町村の経過をふまえ、負担金額の算定方法は従来通りとする。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
073-250	集落排水分担金賦課徴収業務	分担金の算出や賦課徴収方法の調整が必要。		分担金の算出方法は従来通りとし、賦課徴収方法等事務手続きは3年をめどに統一する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
		（主な意見等） ・各市町村の現在までの整備状況から、一定の施設整備が終わるまで従来通りせざるを得ないのではないかと。				

部会名	建設	分科会名	上下水道			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
073－198	公共下水道使用料の決定業務	使用料体系、用途区分、算定期間、消費税（外税、内税）が7市町村違う。公共と農集で異なる料金体系を採用しているところ（藤島町）があり、8種類の使用料金体系が存在する。これらを統合すべきか検討が必要である。		将来的には一つの料金体系・用途区分とする。 長期の経過措置を設けながら段階的に統一料金とすることとし、下水道事業計画を策定の上、新市において調整する。 調整に当たっては、経費算入割合について、将来的には鶴岡市の例を基にした目標の設定を検討しながら、当面は実情に応じた適切な割合を検討して調整を行うものとする。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 ■ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
073－257	集落排水使用料の決定事務	使用料体系、用途区分、算定期間、消費税（外税、内税）が7市町村違う。公共と農集で異なる料金体系を採用しているところ（藤島町）があり、8種類の使用料金体系が存在する。これらを統合すべきか検討が必要である。		073－198公共下水道と同じ。 将来的には一つの料金体系・用途区分とする。 長期の経過措置を設けながら段階的に統一料金とすることとし、集落排水事業計画を策定の上、新市において調整する。 調整に当たっては、経費算入割合について、将来的には鶴岡市の例を基にした目標の設定を検討しながら、当面は実情に応じた適切な割合を検討して調整を行うものとする。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 ■ 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
（主な意見等） ・公共下水道、集落排水施設は経年劣化し、老朽化してくるので終末処理場等の維持管理、改修の年次計画を立てていかなければならないのではないか。 ・鶴岡市の下水道普及率が他町村に比較して低いが、合併後例えば櫛引町の処理場を活用することを考えて良いのではないのか。 （分科会：合併後に全部のエリアマップの見直しを行ない、その中で検討する旨説明。）						

部会名	建設	分科会名	上下水道			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
073-213	公共下水道排水設備等 改造補助金交付業務	補助金制度がある自治体と、ない自治体との調整（鶴岡市と朝日村が制度有り）及び鶴岡市と朝日村の制度内容の趣旨にも差があることから検討・調整が必要 別紙の通り		合併7市町村を対象とした業務とし、 合併まで統一する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案の とおり
073-214	公共下水道排水設備等 改造利子補給業務	貸付限度額、貸付期間、利子補給の算定方法等 制度の内容、金額の調整		合併までに統一する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	
073-269	集落排水の排水設備等 改造補助金交付業務	補助金制度がある自治体と、ない自治体との調整（鶴岡市と朝日村が制度有り）及び鶴岡市と朝日村の制度内容の趣旨にも差があることから検討・調整が必要		073-213 公共下水道と同じ。 合併7市町村を対象とした業務とし、 合併まで統一する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	原案の とおり
073-270	集落排水の排水設備等 改造利子補給業務	貸付限度額、貸付期間、利子補給の算定方法等 制度の内容、金額の調整		073-214 公共下水道と同じ。 合併までに統一する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り	

事務事業の全般に関わる意見等

項 目	内 容
1. 事務事業調整全般について	住宅、水道なども全て施設は経年劣化するので、全ての部門で将来どのような改修計画があるか合併前に調査、検討すべきである。
2. 農業振興について	農業振興は農協なしではできない。1行政1農協が理想的だが、現実的に難しいと思う。将来的にはそのようにならないと農業振興が難しくなるのではないか。

部会名	農林水産・建設			
区 分	名 称	主な業務	調整内容 (合併の際の取扱い)	協議状況
一部事務組合等	月山水道企業団 〔昭和 36.12.28 設立〕	上水道事業の設置経営	合併の日の前日を持って解散し、合併の日にすべての事務事業及び財産を新市に引き継ぐ。	原案のとおり
第三セクター	鶴岡再開発ビル(株)	テナントビル「マリカ」の管理、店舗の販売促進、駐車場の管理運営・賃貸業務	当面従来どおりとするが、新市においてそれぞれの成り立ち、背景などを踏まえながらも、社会経済情勢の変化等を見据え、改めて設置の意義や業務の公共性、行政が関与する必要性などの視点から、類似業務を行うものの統廃合、組織機構及び公的支援の見直し、民営化等の運営の改善、合理化に努める。 特に第三セクターに対する公の施設の管理委託については、地方自治法の改正による指定管理者制度の活用を積極的に検討する。 尚、出資金は新市に引き継ぐものとし、株主の名義変更等については、合併後に所定の手続きをとる。	各市町村長がどう判断してどのようにしていくのか検討すべきであるとの意見を付して原案のとおり了承
	赤川スポーツランド(株)	赤川ゴルフ場の運営、クラブハウスや駐車場・食堂などの経営管理、スポーツ用品の販売		
	(社)月山畜産振興公社	乳牛、肉用牛の育成事業、月山広域牧場の管理、畜産に関する教育・調査・研究等		
	(主な意見等) ・各市町村長がどう判断してどうしていくのか考えていくべきものである。今すぐ解散することもできないので、調整案のとおりで仕方ないのではないか。 ・月山畜産振興公社は、範囲が庄内一円で羽黒町とＪＡとの関連もある。各市町村長の考え方もあると思うので、当面従来どおりしていく要素が強い事業なのではないか。			